

最高裁秘書第162号

平成30年1月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年7月3日付け（同月5日受付，最高裁秘書第3098号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁が，最高裁保管の事件記録等の謄写業務に関して司法協会との間で作成している以下の文書

- (1) 事件記録等謄写業務協定書
- (2) 謄写対象物管理計画
- (3) 情報セキュリティ計画

2 開示しないこととした理由

1の各文書は，作成又は取得していない。